

平成 26 年第 4 回定例会

建設経済常任委員会会議録

平成 26 年 12 月 12 日

高 森 町 議 会

平成26年第4回定例会建設経済常任委員会記録

平成26年12月12日

開会 午前10時00分

-----○-----

○委員長（興柁壽一君） おはようございます。

-----○-----

○委員長（興柁壽一君） 日程第1、定足数に達しましたので、建設経済常任委員会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

○委員長（興柁壽一君） 日程第2、本委員会に付託されました案件について、審議をいたします。

まず、建設課関連の議案第76号、平成26年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

職員の方に申し上げます。発言をされる前に、所属と氏名を言ってください。それでは、建設課の説明を求めます。

○建設課長（松本満夫君） おはようございます。

一般会計の補正予算ということですが、よろしくお願ひいたします。ページを言ひまして、各担当係長のほうからご説明申し上げたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○建設課長補佐（荒牧 久君） 16ページをお開きください。土木総務費につきましては、これは総務課関係になりますので省略させていただきたいと思ひます。

まず、7土木費、2項道路橋梁費、1道路維持費の16原材料費についてご説明を申し上げます。これは、アスファルト合材を購入するものでありまして、当初、昨年度より半分に減らしておりました。それはなぜかと申しますと、永野原・河原線が半分舗装しました関係で、原材料費を減らしておりました。しかしながら、現在在庫がほとんどないという状況でしたので、予算もなく、そういうことでこの20万円、合材を購入する費用20万円を計上しております。

次に、道路新設改良費の旅費です。3万円を計上しております。これは、用地交渉あたりにかなり費用が出まして、不足分3万円を計上いたしました。

16ページでは、以上でございます。

○住宅係長（村嶋立章君） おはようございます。住宅係の村嶋です。

17ページの一番上です。住宅管理費です。9の旅費についてご説明申し上げ

ます。先の9月議会において、高森町の景観条例をご承認いただきましたが、その中で第21条に、高森町景観審議会を設置するという事になっております。この審議会につきましては、景観形成に関する事項とか調査をする機関として設置しなければならないということで条例にもうたっております。その審議会の方々に対する旅費です、費用弁償ですね、これを26年度に2回開催するという事で、1万3,000円を計上させていただくものであります。

以上、ご説明申し上げます。

○建設課長補佐（荒牧 久君） 土木係、荒牧です。

失礼しました、16ページの土木総務費なんですけれども、一つだけ抜けておりました。この土木総務費の旅費ですね、2万円を計上しております。これは県の砂防の用地交渉が発生しまして、福岡に用地交渉に行きます。その分の予算を計上しております。

それから、19ページをお開きください。災害復旧費の農林水産業施設災害復旧費、目の農地等災害復旧費、節13委託料220万4,000円を減額しております。これは、まず災害復旧費の特別設計業務委託200万円を減額です。これは、今年は今のところですね、災害がなかったものですから、その分の委託費を計上しております。

それと、上仁田水農業用水供給業務委託20万4,000円を減額しております。これは、入札残による減額でございます。

15の工事請負費200万円を計上しております。これは、当初、上仁田水地区の農業用水工事を設計しておりまして、その後、地区の上仁田水の水源組合に事業説明をいたしましたところ、最後の85メートル、これはボーリングしたところから85メートル隧道があるんですけれども、この間、当初設計ではそのまま中の泥を上げる作業で設計をしておりました。ところが地元の強い要望から、外からまた泥とか落ち葉とかが入ってくるので、中も管にしてほしいという、85メートル間の隧道部分を管に布設してほしいということで、その分の増額分を今回計上しております。

ご審議いただきまして、ご決定いただきますようお願いいたします。説明とさせていただきます。以上です。

○委員長（興柁壽一君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。

16ページの道路維持費、原材料の20万円、アスファルト合材、今説明がありましたけれども、河原・永野原線、これについては轍部分が現在かなり舗装してあるですもんね、あれはもう町で発注したのか、業者がしたのか。やがてあ

そこは舗装工事が始まると思うですばってん、今やった理由が何かあるか、お聞きしたいと思いますけれども。

○建設課長補佐（荒牧 久君） 土木係、荒牧です。

現在、轍部分を補修合材で埋めております。これは、この永野原・河原線の工事の設計の中に入っております、そしてそこで道路のレベリングするということで、今、轍部分を補修合材、補修合材といいますか、アスファルト合材で施工しております。

以上です。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。

あれは、もう入札があったと思いますけれども、やはりそれはしなければならぬのですかね。

○建設課長補佐（荒牧 久君） 土木係、荒牧です。

それをしないとですね、いきなり機械で施工した場合、レベリングが保てない、道路が真っ直ぐならないということで、今、補修を、その分の、轍部分の合材を充填しているわけでございます。

以上です。

○委員（森田 勝君） 森田です。

2つほどちょっとお伺いします。今の合材の件と景観条例のことで、合材はもうこれは町の中でどこそこいろいろご使用されておりますが、特に私が今年かな、たしか9月か10月ごろ、横町地区かな、道路の、あれがですね、ちょっと私も感じたとはばってん、舗装するのには私も何も言わんとですが、工事関係者によってはですね、ちょっと溝が深かつです。それで、案内板というか、工事をしているというのが、それがなかったもんだけん、普通、道路を通る人を普通のごとして通っていくわけです。そうすると、段があるとは思っとらんもんだけん、ちょっと危にやあというような感じは私はしたけんですね、そういうところは今後、事業者に対しては何というか、ポールを立てるなり、今工事をしよるって、そういうことば立ててもらわんと、もしも事故が起きたらですね、町のこれは責任になりますので、そういうところも今後は業者のほうにですね、注意してもらいたいと思います。

それから、景観条例のことでちょっと聞きますが、現在、下町のA、B団地が外壁を舗装、あれが入とつとばってん、こういうふうな火山灰が今、噴火でちょっと仕事などが止まるとって私は思うわけですね。それで、今現在、そういうものの中でもしも火山灰が付着した場合やらがあると思います。その中で、どういうふうな対応を取られるのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○建設課長補佐（荒牧 久君） 土木係、荒牧です。今、森田議員のご質問につきましてお答えいたします。

まず、9月ごろに、今まではレミファルトで臨時的に補修していた箇所なんですけれども、何回もする手間と、あとお金もかかります。そこで、専門業者に部分的な補修を依頼したところでございます。その時に、カッターを入れてはぎ取ります。その段差がその時に生じた、補修するまでの段差が生じたということでございます。今後そういった小規模工事であっても、きちっとした表示、または交通誘導員あたりを立てて指導していきたいというふうに思います。

○委員（森田 勝君） よろしくお願ひします。

○住宅係長（村嶋立章君） 住宅係の村嶋です。

今、外壁塗装の工事に今入っておりますけれども、高圧洗浄を一番最初にした次の日に、第1回目の火山灰が降りました。その後、もう一度業者のほうで洗い直してですね、屋根ほうから塗装をする計画でありましたが、また降りました。どうしてももう屋根はまずできないと、塗装ができないということで、じゃ下から、外壁のほうからしていくということですね、これちょっと天候の絡みもちょっとありまして、2、3日前、また雨とかが降りましてですね、当初の計画よりも遅れているというのは否めないところではあります、何とか頑張っけてやってくれるということで、今、一応日に1回は必ず現地に行って状況を、打合せをしているところであります。

○委員（森田 勝君） 森田です。

せっかくこう金掛けて屋根を修復されるわけですから、火山灰が、これは自然現象でちょっと難しいかもしれませんが、できるなら屋根なり壁なりですね、付着せんような仕事ばしてもらわにゃ、後々の景観が、見た目が悪くなりますので、そういう点は業者のほうとよく話されて、対応をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（興梠壽一君） ほかにございせんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興梠壽一君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興梠壽一君） これで、討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第76号、平成26年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

-----○-----

○委員長（興柁壽一君） 次に、議案第79号、平成26年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。建設課の説明を求めます。

○建設課長（松本満夫君） 建設課、松本です。

簡易水道の特別会計でございますけれども、第3号ということで、これは昨日の議場の中でのご提案の説明を申し上げましたとおり、今回の人事院勧告に基づきます給与改定に伴うものでございまして、その分の手当の補正ということでお願いしております。歳入については、補正はございません。歳出につきましては、6ページをお開きいただきたいと思いますが、職員手当等ですね、3節の職員手当等を44万7,000円増額いたしまして、増額を予備費から調整し減額するというところでございます。今回の補正につきましては、この1点のみとなっておりますので、よろしく願いをいたします。

○委員長（興柁壽一君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論ありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで、討論を終わります。

これから、本件について採決します。議案第79号、平成26年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、建設課に関連する付託案件については終了いたしました。建設課の皆さん、お疲れでございました。

-----○-----

休憩 午前10時15分

再開 午前10時25分

-----○-----

○委員長（興柁壽一君） 委員会を再開します。

それでは、農林政策課関連の議案第76号、平成26年度高森町一般会計補正

予算についてを議題とします。

職員の方に申し上げます。発言される前に所属と氏名を言ってください。

それでは、農林政策課の説明を求めます。

○農林政策課長（後藤健一君） おはようございます。農林政策課長の後藤です。私のほうから、予算関係の審議をいたします。本日はよろしく願いいたします。

それぞれの担当係長より歳入項目から順を追ってご説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○農林振興係長（村上純一君） おはようございます。農林振興係長の村上です。

それでは、高森町一般会計補正予算（第9号）、予算書8ページをお開きいただきたいと思えます。

歳入、15款県支出、2項県補助金、5節農林水産業費県補助金です。6節鳥獣被害対策補助金10万4,000円、サルが3万6,000円の減額、シカが14万円の増額、これはこちら県の補助決定によります増減額の補正予算であります。

続きまして、7節鳥獣被害緊急対策費補助金160万円。内訳です。シカ1頭8,000円掛ける200頭分、歳入予算を計上しています。後ほど支出項目でも出てきますので、そちらのほうで明細をご説明させていただきます。

続けます。8節資源保全施策補助金、多面的支払交付金推進交付金55万7,000円、追加交付によります歳入予算を計上しております。

○農地係長（津留大輔君） 農地係長、津留です。

続きまして、9ページ、12節農地中間管理機構集積協力金です。80万円を補正計上しております。こちらは、農地中間管理機構集積協力金の農業経営転換協力金になります。農業経営をリタイアもしくは農地の減少等により経営転換する農業者の方が農地中間管理機構の全ての自作地を貸し付ける際に交付されるものであります。本町で取り組んでおります農地集積加速化事業を実施している草部南部地区におきまして2件の申請がありましたことから計上するものでございます。

以上です。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係長、村上です。

続きまして、歳出予算14ページをお開き願います。歳出予算、5款農林水産業費、1項農業振興費、2目農業振興費、1節報酬です。補正額27万5,000円、多面的機能支払交付金事業、非常勤職員報酬となっています。こちら、今現在雇用しております臨時職員が2月で任用の更新を迎えますので、その業務の重要性を鑑みまして、非常勤職員に切り替えてですね、雇用を継続したいと考えて

おりまして、今回補正予算に計上しております。

続きまして、11 需用費、消耗品費 10 万円、燃料費 20 万円、こちらも多面的機能支払交付金事業を推進するにあたりまして、推進費が歳入、先ほど出ておりますが、そちらのほうを充当、こちらのほうに移しております。

次のページです。

○農林政策課長（後藤健一君） 農林政策課長の後藤です。

19 節の負担金補助及び交付金、農林振興事業補助金でございます。これは、JA 阿蘇のアスパラ部会が行います単県事業の補助事業に対する町からの補助金でございます。町の農林振興事業の補助金を別表に定めてあります単県事業に対しての補助が 10%以上、あるいは 50 万円未満という規則がございますので、その規則に則りまして 10%の補助を行うものでございます。

以上です。

○農地係長（津留大輔君） 農地係長、津留です。

続きまして、15 ページ、8 目農業経営基盤強化事業費、126 万 9,000 円を補正計上しております。内訳は、11 節需用費に 4 万 9,000 円、消耗品費、こちらは封筒、コピー用紙、ラベルシール等の消耗品となっております。

12 目役務費 42 万円、農地中間管理事業に係る農地利用意向調査郵便代を補正計上しております。3,000 通の郵便代を計上しております。

19 節負担金補助及び交付金 80 万円計上しております。先ほどご説明いたしました歳入と同じく農地中間管理事業に係る機構集積協力金、経営転換協力金の 2 件分を補正計上しております。内訳は、30 万円が 1 名、50 万円が 1 名、計 80 万円となっております。

以上です。

○農林政策課長（後藤健一君） 農林施設課長の後藤です。

第 5 款農林水産業費、第 2 項林業費、それから第 1 目の林業振興費の 15 節工事請負費、この説明をいたします。町長のご説明でもございましたけれども、林道阿蘇東部線のちょうど市野尾付近のところの十字の交差点がございますけれども、その排水路につきまして、排水が現在 150 ミリの側溝が入っておりますけれども、それではまだ排水の収納力が足りないということで、途中であふれ出し、しかも下のボックスがございますけれども、そこに水があたりまして、そこがオーバーフローして、その先にあります畑を掘削して被害が発生しております。それに対応して、林道の排水路の改修工事を行うものでございます。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係長の村上です。

続きまして、2 節鳥獣被害対策費の補正予算についてご説明申し上げます。

9節旅費です。補正予算は6万3,000円です。こちらは、高森、竹田、高千穂3県合同の協議会で、こちらは今回もくくり罠を導入することが決定しております。本年度2名また町のほうでワナの免許を取りましたので、職員が。それで、研修の設置技術を取得のために、また佐賀県の鳥栖市にくくり罠のそっちの専門家がいらっしゃいますので、そちらに二泊三日で派遣してですね、猟友隊、駆除隊の方に捕獲技術の向上の指導として研修に派遣したいと考えております。普通旅費、6万3,000円です。

続きまして、需用費です。消耗品、補正額7万円、修繕料4万6,000円となっております。消費費7万円の内訳です。今年の10月に小国町でアライグマの生息が確認されております。本町も近隣自治体でありますので、さらにやはりアライグマが確認された場合、農作物に多大なる被害が懸念されますので、小型の捕獲ワナを購入しまして、5台ですね、また町内の各地で生息調査を実施するための箱ワナです。1万4,000円が5台となっております。

続きまして、修繕料4万6,000円です。こちらは、上津留に設置しております大型捕獲ワナのセンサーにタヌキとアナグマの小動物、目が大きいものでそれに反応しまして、捕獲効果がうまくいっておりませんので、網を細かいものに修繕しまして、捕獲の効率を上げたいと考えております。補正額4万6,000円です。

続きまして、19負担金補助及び交付金です。有害鳥獣駆除助成金、シカ1万8,000円掛けるの200頭の360万円となっております。現在、300頭で緊急捕獲計画をやっておりますが、もう今日現在で捕獲数がシカが418頭となっております。ですので、こちらも捕獲計画を200頭増額しまして、合計500頭で駆除の体制を強化したいと考えております。

最後に、箱罠、くくり罠設置技術研修会負担金ということで、先ほど旅費の件で説明しました、二泊三日で研修に行きますので、その負担金、3万円掛ける2名分となっております、6万円です。

以上です。

○農林政策課長（後藤健一君） 以上で説明を終わります。

○委員長（興柁壽一君） これから質疑を行います。ありませんか。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。

2点だけお尋ねいたします。今、箱罠の免許取得者は大体何名ぐらいかと、それから、イノシシの現在までの捕獲頭数、今後の見通し等をお尋ねします。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係長 村上です。

箱罠の取得者はですね、データを持ってきておりますので、また後ほど報告さ

せていただきます。ですが、毎年回覧を回しておりまして、特に農家の方の取得数が増えているのは実状です。農林振興係に新規配属されます職員も段階を追って免許取得しております。今回も、今年は3名、今年も職員が取っております。12月にもう一人受験予定となっております。

続きまして、イノシシの件です。イノシシが、現在、11月現在の捕獲頭数が231頭です。こちら捕獲計画が300頭で計画しておりますので、今からまた農閑期に入りますので、駆除隊の方も今からまた捕獲を強化されますので、捕獲実績を見て、また3月の補正予算を計上する必要があるればそちらで対応したいと考えております。

以上です。

○委員（芹口誓彰君） 有害鳥獣は、やはり個体数をまず減らすことが一番効果があるというふうに思っておりますので、ぜひ研修等に行かれましたらですね、それを帰られて、免許取得者にはそういった技術の講習会あたりを適宜開いていただき、それぞれ免許取得者の技術が向上するようにやっていただきたいと思っております。よろしく願いしておきます。

○委員長（興侶壽一君） ほかに。はい、どうぞ。

○委員（宇藤康博君） 宇藤です。

15ページの、先ほどから出ておりますが、くくり罠の研修費ということですが、この間、認定農家の講演会がございまして、その中で講演をされた先生ともお話をしてですね、話していく中で、役場の職員さんが研修に行かれるのも結構でございますが、やはりやる気のある青年の方か何かを、非常勤職員として雇ってですね、そのスペシャリストを育て上げるのが一番ではないかという先生のお話がございました。私もビデオとかを見とってですね、これはやはりそういう指導できるぐらいの人材の方が、できるならこれが一番いいんじゃないのかなと思ったので、今後におきまして、課長としてどのようなお考えなのかを聞きたいです。この間の講演をその目的があつての講演だと思いますので、答弁をよろしく願います。

○農林政策課長（後藤健一君） 農林政策課長の後藤です。

委員さんおっしゃるとおり、私もその席に同席しておりまして、非常勤職員等の話も確かに受けております。今現在は、職員の中で、今二泊三日の講習に行つて、そういう形で、その職員と、それからまたできれば先生を現地のほうで講習会も開催してですね、現時点ではそういう体制を取ってしていこうということで対応を考えております。非常勤職員云々になってきますとですね、年間のその雇用とか、いろいろな条件とかも整備しなければいけないでしょうし、もちろんそ

ういう人材をどういう形で募集して、それを実際にするかという話も出てまいります。こちらのほうとしましては、そういうのももちろん将来的に構想の中に組み込みたいとは思っておりますけれども、またそういう懸案等をこちらのほうからお上げした際には、議会のほうのご協力をいただきますようによろしくお願いいたします。

○委員（宇藤康博君） 宇藤です。

課長の答弁、ありがとうございます。せっかくですね、シカ、イノシシの実績等も上がっておりますので、今後におきましても積極的に検討のほうをよろしくお願いします。

以上でございます。

○委員長（興梠壽一君） ほかにございませんか。

○委員（宇藤康博君） 宇藤です。

このアスパラハウスの15ページの件でございますが、これはハウスそのものの補助が出ていますか。最後をお願いします。

○農林政策課長（後藤健一君） 農林政策課長の後藤です。

この中身につきまして、内容につきまして少々詳しくご説明をいたします。これは、JA阿蘇のアスパラ部会が単県事業のくまもと稼げる園芸産地育成対策事業ということでしております。各町村の戸数的には少ないものでございますけれども、JA阿蘇のアスパラ部会として、団体として単県事業に取り組むものでございます。その中に、高森町の該当される方がいらっしゃるということで、各町村、その単県事業に対しての補助については、阿蘇市さんと、それから南阿蘇村さんがされておられまして、阿蘇市さんの場合は事業費の6分の1の補助、それから南阿蘇村につきましては上限が15万円打ち切りの補助ということで対応をされております。同様の阿蘇市と南阿蘇村が補助をされているということで、アスパラ部会さんのほうから高森のほうの負担についてもぜひとも補助していただけないでしょうかというご要望がございまして、今回、高森町は高森町の規則がちゃんとございますので、それに則りまして総事業費の10%を補助するためということでございます。内容につきましては、夏季における高温対策です。換気扇を設置ということで事業計画がなされております。その事業費に対する補助ということでございます。

○委員長（興梠壽一君） ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興梠壽一君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで、討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第76号、平成26年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、農林政策課に関する付託案件については、終了いたしました。農林政策課の皆さん、どうもお疲れでした。

-----○-----

○委員長（興柁壽一君） 日程第2、所管事務の閉会中の継続調査についてを審議いたします。閉会中の継続調査については、1. 農林水産業振興に関する事項、2. 土木行政に関する事項、3. 水道事業及び農業用水事業の運営に関する事項、以上3項目を閉会中の継続調査事項とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） 異議なしと認め、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで、建設経済常任委員会を閉会いたします。お疲れでした。

-----○-----

閉会 午前10時45分

平成 26 年第 4 回定例会

文教厚生常任委員会会議録

平成 26 年 12 月 15 日

高 森 町 議 会

平成26年第4回定例会文教厚生常任委員会記録

平成26年12月15日

開会 午前9時55分

-----○-----

○委員長（宇藤康博君） 皆様、おはようございます。文教厚生常任委員会を早速始めたいと思います。日程第1定足数に達しましたので、文教厚生常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

○委員長（宇藤康博君） 日程第2、本委員会に付託されました案件について審議いたします。まず、住民福祉課関連の議案第71号、高森町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定についてを議題とします。

職員の方に申し上げます。発言される前に所属と氏名を言ってください。

それでは、住民福祉課の説明を求めます。よろしくをお願いします。

○住民福祉課長（阿南一也君） 住民福祉課の阿南です。よろしくをお願いします。

提案でも申しあげましたように、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が実施されることに伴うものでございます。

条例に関連しているものは、保育の認定基準でございます。広い認定といたしまして第3条がありますが、第3条の後ろに書いてあります、月において48時間以上労働することを常態としております。就業時間に係る下限につきましては、現在は設けておりませんが、今回1カ月当たり48時間以上64時間以下の範囲内で市町村が独自に定めることとなっております。本町におきましては待機児童もいないことから、1カ月当たりの就労時間48時間といたしました。また、その他につきましては子ども・子育て支援法の施行規則第1条第2号から10号までに掲げる事由に該当することといたしました。

以上です。

○委員長（宇藤康博君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（立山広滋君） 立山です。

第3条の（2）妊娠中であるか、または出産後間がないこと、出産後間がないということは、どのぐらい期間はどがんとで判断しなつとですか。

○住民福祉課長（阿南一也君） 住民福祉課の阿南です。妊娠中であるか、または出産後間がないと書いてありますけれども、これは現在の条例においても間がない

としておりますので、通常、今までしていることを通しまして保育園の受け入れ体制といいますけれども、できれば9カ月ぐらいか1年以内までにつきましては家庭でみてもらえないかとの見解を取っておりますから、保育園の受け入れ体制が可能であれば、早い方におきましては半年ぐらいからの受け入れも行っております。あくまで保育園の受け入れ体制がないとちょっとできませんので、受け入れ体制が可能については6カ月を過ぎれば受け入れ体制はそういう理解をしております。以上です。

○委員（三森義高君） あくまでも状況で判断するということですか。受け入れの考え方ですか。

○住民福祉課長（阿南一也君） そうです。

○委員長（宇藤康博君） ほかにありませんか。

○委員（後藤三治君） 今入っておられる方で、この48時間以内の人もおられるかなと思うとたいな。おらっさんかもわからんばってん、今、保育園に入っている人が10項目あるけれども、これから適用除外になるおそれのある人はどれぐらいおられるのか。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。

今現在、町立保育園の入所者に関しましては、この48時間の条件をクリアしない方はいらっしゃいません。ただ、高森保育園の保護者の方で1人だけ、奥さんが求職中ということで求職の証明を持ってこられない方が1人だけおられます。その方に関しては、今後この新制度の中で認定申請というのをさせていただいて、それで適正区分の認定をして、幼稚園または認定こども園、保育園の方に入所していただきたいと思います。

○委員長（宇藤康博君） ほかに発言ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第71号、高森町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長（宇藤康博君） 次に、議案第76号、平成26年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

住民福祉課の説明を求めます。

○住民福祉課長（阿南一也君） 住民福祉課の阿南です。

それでは、補正予算書に基づきまして、ページ数を追って各担当者より説明をさせていただきます。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。

それでは説明させていただきます。補正予算書の8ページをお開けください。

歳入、12款、第2項、第3目の民生負担金の第4節児童福祉負担金滞納繰越金ですけれども、こちらは高森保育園の入所児童の過年度分の滞納繰越金です。これは45万円増額しております。こちらは、高額滞納者が過払い金請求により一時金で完納しておられますので、その分の歳入を増額しております。

続きまして、第13款、第1項、第3号の第3節児童福祉使用料滞納分ですけれども、こちらは町立保育園の入所児童の過年度分の保育料です。こちらにつきましては、現在今、児童手当支給時に窓口払いのほうで対応しておりまして、その時に直接交渉していきまして、納付を依頼しておりました結果5万6,000円の増額をする必要がありますので増額しております。

歳入については以上です。

歳出予算の11ページをお開けください。

第3款、第1項、第1目の社会福祉総務費の第8節報償費の10万3,000円を減額しておりますが、こちらにつきましては戦没者追悼用線香セットと、あとは金婚、ダイヤモンド婚記念品、あと社会福祉功労者表彰、敬老会開催区の謝礼金が減額ができますので、10万3,000円減額しております。この中で、戦没者追悼用の線香セットと金婚・ダイヤモンド婚及び敬老会につきましては、もう実施が終わっておりますので予算残分を減額しております。

続きまして、第11節の食糧費ですけれども、こちらも敬老会、金婚・ダイヤモンド婚の表彰式の食糧費が実施終了しておりますので、その分の予算残を減額しております。70万円の減額です。

続きまして、第12節役務費ですけれども、こちらは13万円の増額をしておりますが、こちらは臨時福祉給付金の振込手数料です。当初1件当たり20円ほどで予算計上しておりましたけれども、実際108円、100円に消費税が8円かかるということで13万円の増額をする必要があります。8月に5万8,104円、9月に4万2,552円、10月に1万5,012円、11月の最終として1

万5,000円の見込みがありましたので、13万円の増額をしております。この費用につきましては、全額補助対象となっております。

続きまして、第13節委託料ですけれども、こちらは45万4,000円の減額をしておりますが、臨時福祉給付金のシステム導入委託料の中に子育て世帯臨時特例給付金のシステム導入委託料も含まれておりましたので、こちらのほうは児童措置費のほうに組み替えをさせていただくために45万4,000円の減額をしております。

続きまして、第2目障害福祉費の11節の需用費ですけれども、こちらの印刷製本費7,000円につきましては、重度心身障害者医療費の受給資格者証の切り替えに際しまして印刷ミスが生じまして受給者証のストック分が足りなくなりましたので、その分の予算を増額計上していただいております。

続きまして、12ページの第3款、第2項、第1目の児童福祉総務費ですけれども、こちらの食糧費ですけれども15万円の増額をさせていただいております。その内容といたしましては、色見保育園の落成式に伴う食糧費を計上させていただいております。竣工は本年の12月にしておりますけれども、太陽光のシステム工事が3月に竣工予定ですので、それをもちまして落成式を開催する予定です。開催時期としましては、同じく平成27年3月に実施予定としております。この15万円の内訳としまして、75名の一人当たり2,000円の予算を計上させていただいております。落成式には議会議員さん及び民生・児童委員さん、駐在囀託員さんと、地域の隣組長さん、また保護者代表などの参集を予定しております。

続きまして第12節の役務費ですけれども、こちらは色見保育園の建築完了検査に伴う県の手数料です。3万2,000円計上しております。

続きまして、19節の負担金補助及び交付金ですけれども、こちらは色見保育園の水道加入金ということで、こちらが町の簡易水道の特別会計のほうに支払う加入金です。水道の口径が40ミリということで、30万円の加入金が必要ということで計上させていただいております。

続きまして、13ページをお開けください。

第3款、第2項、第2目の児童措置費ですけれども、こちらの12節の役務費、こちら子育て世帯臨時特例給付金の振込手数料です。3万7,000円の増額をさせていただいております。子育て世帯臨時特例給付金につきましては、8月に3万24円、9月に1,620円、10月に2,592円、11月の見込みとしまして3,000円を計上しております、合計3万7,000円となっております。

13節の委託料ですけれども、こちらは先ほど社会福祉総務費のほうで減額をいたしました子育て世帯臨時特例給付金のシステム導入委託料を、こちらのほう

に組み替えさせていただいております。

次の23節償還金利子及び割引料ですけれども、こちらは平成25年度の児童手当交付金の返還金です。県費といたしまして4万1,667円、国庫金で16万2,667円の返還が生じております。合計20万9,000円の返還金が必要となっております。こちらにつきましては、平成25年度で児童手当の寄附申出者1名がおられまして、その分を含めて実績を国庫にしていたところ、精算報告時においてこの分を除いて報告をするように指導があったために返還金が生じたことになりました。

続きまして、第2目ひとり親家庭福祉ですけれども、20節の扶助費、こちらはひとり親家庭の医療費です。こちらにつきましては当初の180万円の予算に対しまして、見込みとしまして240万円の見込みが出ております。11月現在で41万ほど残額がありますけれども、それまでの月ごとの支払実績からしますと1月当たり20万円ほど助成をしておりますので、残り5カ月分の100万円を計算しましたら60万円の増額が必要となっております。

以上です。

- 委員長（宇藤康博君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。
- 委員（三森義高君） 三森です。民生費の款3の児童措置費、結果的には児童手当交付金の返還金ということで県、国庫金の戻しが入ってきた問題ですが、こういう事例が普通出てくるんですか。
- 福祉係長（岩下雅広君） はい、年度を越して出てきます。他にも障害福祉のサービスに伴う国庫金の返還というのもあります。そういうのは翌年度の予算に計上して返還をしております。
- 委員（三森義高君） 大体年間、年間というとおかしいばってん、その年その年に限ってじゃろうばってんね、大体どのくらい、普通、今子ども数も少ないけんねそうはなかろうと思うけど。
- 福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。児童手当の分ですか。6月と10月と2月に児童手当分を支払っておりますが、1回当たりの支払額といいますのが約3,000万円ほどあります。このうち窓口支払分が約350万から400万円ぐらい、あと口座振込の額としまして2,600万円から700万円を口座振込で支払っております。件数的には600件ほどです。
- 住民福祉課長（阿南一也君） 住民福祉課長の阿南です。

先ほど言われたように、窓口支払につきましては滞納の方につきましては、給食費、水道料、健康保険税、固定資産税とかいろいろありますので、児童手当は6月、10月、2月に支払うんですね。何もいない人は口座払いで支払います。先

ほど言いましたように滞納がある人が何名かいらっしゃいます、大体いらっしゃいますけど、その金額が300万ぐらいですね、その方については窓口に来ていただいたときに交渉をして、少しでも税金を納めていただけませんかという形でする分が、その300万ぐらいの方になりますね。

以上です。

○委員（三森義高君） 三森です。今の話の中で、要するにほかの未払いと整合性、そういう分でこれを利用するというと、何となく目的外の使い方にならないかというような話になるわけです。これはこれで大体もらう権利があるわけね、ところが、ほかの支払いを滞っていると利用するというようなやり方、これはちょっとおかしゅうならせんかと思うたい。ちゃんとほかの分に充てる必要性、そこに持っていくこと自体が何となくね基本的によくないと思うが、あらせんかな。

○住民福祉課長（阿南一也君） 住民福祉課長の阿南です。いろいろ言われます、いろいろ個人の方は言われますけど、当然給食費とかもいろいろありますので、これはやっぱり健康福祉的、考え方では必要なお金というか、ありますので、納得していただいた上で納入してもらう、じゃないとますますそちらのほうは、で納得をちょっと取らんけんですね、別に一時的でもそういう子育てとか子ども手当という形ではありますけれども少しでも滞納の整理の観点から、今言いましたように、一応照会をかけて、あることについてはご相談をして、全額は当然いっていませんけど、納得していただいている段階において交渉して、担当課のほうで交渉していただいて支払いをしていただいて滞納整理にしていくことは現状です。

以上です。

○委員（三森義高君） 三森です。本当に気持ちはわかる、これは実際言うと。しかし、払っていない分は払っていない分としてやっぱり請求する、払っていただくようお願いをする、これが基本と思うとたい。このあげる分、これは目的があって、ちゃんとした中で取る権利があるもんだけんね。それをこちらのほうに充てるというとも、行政として普通考えられる部分としては実際はおかしゅうはないかなと逆に考えてね。議員さんの一人としては、それは町のための部分ではないかもしれんけれども、実際取る側にすれば、それはもらっていい権利、しかし払うあれもあるわけよ。しかしそれを相殺すること自体はどうかなというひとつの気持ちたいね。そこらあたりは考えていただけんかなと。取るほうは別の方で努力をお願いできんかなと思います。

○委員（後藤三治君） 後藤です。私は前担当していましたから申し上げますが、児

童手当という額は全額払っているんですよ、担当課としては。その後の判断としてですね情報は出ていますから、こういうのがありますからご相談してくださいという形で、本人には全額渡すんですよ。ですから、そこで差し引きしてこれだけということではなくて、例えば10万なら10万をお渡しして、その後もらわれた方の判断で滞納額を払っていただくという処理をさせていただいておるんですよ。だから、児童手当としては全額一応受けた後、個人の判断で滞納額があれば本人が判断して、ちっとぐらい入れようかという形で処理をさせていただいていることであって、担当課としてはですね、水道係の水道料を、例えば未納があるけんその分を引きますよということは絶対言いませんので。そういう形で処理させていただいておりますが、私はそれで対応はいいかなと思うんですよ。そういうことで窓口で水道がこしこあるけん、こしこ引いて、こしこあげますよ、ということになればちょっとそれはおかしくなると思うんですよ。

○住民福祉課長（阿南一也君） 住民福祉課長の阿南です。今、後藤委員が言われたように、一応全部お金を渡します。その場合に本人さんが納得された上で、よければという形で、担当課と相談をさせていただいて納得をされた上で全額をするということはありません。当然、何かある人は期限を伸ばしてほしいというときは、相手の意向に添えます。例えば滞納5万円ですので、5万を引いて上げますということじゃありません。

以上です。

○委員（三森義高君） はい。わかりました。そしこ説明していただくと納得します。そうせんと、相殺するような形で取るという形になると非常に聞いておって抵抗があるもんだけん、あえて申し上げたわけです。はい、わかりました。

○委員（後藤三治君） 後藤です。歳入でですね町立保育園の高森保育園がありますが、町立は5万6,000円、大体これで滞納のほうは終わるのか、まだあるのか。それと高森保育園はまだほかにどれぐらいあるのかたいな、ちょっとお聞かせください。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。町立保育園のほうに関しましては、滞納繰越分としては、あと残り分を加味してこの金額を増額しております。あと、高森保育園の分につきましては金額にしまして約60万円ほどありました。ですから、この金額を増額いたしまして対応したいと思います。

○委員長（宇藤康博君） ほかに発言はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） これで質疑を終わります。続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） これで討論を終わります。これから、本案について採決します。議案第76号、平成26年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、住民福祉課に関連する付託案件については終了いたしました。

住民福祉課の皆さん、大変お疲れさまでした。

-----○-----

○委員長（宇藤康博君） それでは、健康推進課関連の議案第75号、高森町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

職員の方に申し上げます。発言される前に所属と氏名を教えてください。

それでは、健康推進課の説明を求めます。よろしくお願いします。

お願いいたします。

○国民健康保険係長（石田昌司君） 国民健康保険係、石田です。

議案第75号で提案いたしました高森町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、説明いたします。

今回の一部改正につきましては、健康保険法施行令の一部を改正する法律が1月19日に公布され、それを受けまして高森町国民健康保険条例を平成27年1月1日から改正施行する必要が生じたものでございます。

今回の改正内容につきましては第6条第1項の一部を改正するもので、健康保険法施行令第36条で出産育児一時金の支給額について、出産費用の動向等を勘案して現行の39万円から40万4,000円に引き上げられたことにより、同様に高森町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。また、これにあわせて施行規則も一部改正し、施行規則の加算額が「3万円」となっていましたところを「1万6,000円」とし、支給総額につきましては42万円を維持することとなっております。

以上、説明を終わります。

○委員長（宇藤康博君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（後藤三治君） 後藤です。今、説明では金額の引き上げは分かりました。それと規則で前3万円だったのは1万6,000円に下がるということ。

○国民健康保険係長（石田昌司君） 国民健康保険係、石田です。施行規則では3万円になっていましたところを1万6,000円。以前は39万円で、加算額が3万

円で総額で42万円。今回は条例のほうで40万4,000円、その加算額で1万6,000円。

○委員（後藤三治君） 後藤です。となると、この改正後たい、これに3万円を上限として加算するとなるとぼってん、上限だけんかまわんぼってん、下がるということ。

○国民健康保険係長（石田昌司君） 加算額、はい。

○委員（後藤三治君） 前は条例が3万円、3万円入ると言っただろ。そうすると、ここは変えんでも問題ないと思う。

○国民健康保険係長（石田昌司君） 国民健康保険係、石田です。一応県のほうにも確認しまして、今後の動向もありますので、この3万円は3万円として、施行規則のほうで1万6,000円を加算して42万円とすることとなっております。

○委員（後藤三治君） 後藤です。その1万6,000円というのは町で決めるわけやろ、規則は。

○国民健康保険係長（石田昌司君） はい。

○委員（後藤三治君） だから県のほうから、こぎゃんしなさいというのがあるわけ。

○国民健康保険係長（石田昌司君） はい。

○委員（後藤三治君） あると。

○国民健康保険係長（石田昌司君） 国民健康保険係、石田です。今回の1万6,000円というのが、3万円から1万6,000円というのが産科医療制度といまして、脳性マヒとかの子に対する保険と、一人の子どもに対して今までは3万円を払っていたんですね、それを出産一時金のほうから払ってまして、それが今回1万6,000円に引き下げられたんですね、産科医療制度の保険の一人の子どもに対して生まれたときに掛ける保険がですね。それに伴って、今回この改正がなったんですけれども、その額が1万6,000円になったことにより、施行規則も1万6,000円となっております。

○委員（後藤三治君） 後藤です。これは、要するに結果的に42万というのは変わらんというわけだな。だから上げた意味がないような気がするよ。これは多分、条例だけに対してはたい、要するに今までよりかは、自分は1万6,000円、1万5,000円、1万4,000円払ったという感じに思っておるわけな。そしたら、実際はもらう金額は一緒ということだろう。なんかおかしい気がするよ。だけど、それはちゃんと法だろうけん。はい、わかりました。

○委員長（宇藤康博君） ほかに発言はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） これで質疑を終わります。続いて討論を行います。討論は

ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 委員長（宇藤康博君） これで討論を終わります。これから、本案について採決します。議案第75号、高森町国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 委員長（宇藤康博君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

-----○-----

- 委員長（宇藤康博君） 次に、議案第76号、平成26年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

- 健康推進課長（馬原恵介君） 健康推進課長の馬原でございます。

予算書に基づきまして、各担当のほうから順番に説明させていただきますので、ご了解いただきたいと思います。

では、説明をお願いいたします。

- 介護保険係長（高崎康誌君） 介護保険係、高崎です。

12ページをご覧ください。

款3民生費、項1社会福祉費、目5介護保険事業費の28節繰出金ですが、介護給付金の町負担金として487万5,000円、あと介護予防事業費町負担分として4万2,593円と、包括的支援事業の町負担金として1万3,628円計上してあります。これは、まず介護給付費の町負担金としましては26年度の介護給付費サービスに伴う給付費が不足するということが懸念されますので、この分のほうを歳出を増額にしたことによる一般会計からの繰出金です。あと、介護予防事業費につきましても、これは同じく介護予防事業に係ります支出増が見込まれますので、これにつきましても一般会計からの繰り入れです。それと、包括的支援事業費の、これは先ほど言いましたように職員の共済費負担金見直しに伴う増額です。

以上です。

- 国民健康保険係長（石田昌司君） 国民健康保険係、石田です。

続きまして、国民健康保険関係についてご説明いたします。12ページです。

第3款民生費、第7目後期高齢者医療事業費を536万5,000円増額していますが、これは平成25年度分後期高齢者医療療養給付費負担金が9,906万5,152円に確定したことによる不足分の増額となっています。

以上、説明を終わります。

○健康推進係長（野中裕美子君） 健康推進係、野中です。

14ページをお願いします。

保健衛生費1目は総務課で出されていますので、割愛させていただきます。

5目の母子保健費です。8節報償費と9節旅費については母子保健推進委員さんという制度を取っておりまして、その活動に対する活動費として計上しているものですが、生後3カ月ぐらいで赤ちゃん訪問をしてもらっているんですが、不在だったりとか仕事の都合で会えなかったとかいうようなことで見込み量が減少したことによって減額したものです。これは乳幼児全戸訪問事業の補助事業になっていますので、その減額した分を消耗品費として、妊婦期における健康教室で沐浴をしているんですけども、その沐浴人形の購入に充てたいと思ひまして消耗品費を増額しております。

それから、23節償還金ですが、これは未熟児出生に対して医療費助成分を計上していたものですが、25年度実績が出生がありませんでしたので返還金として計上させていただきました。

以上です。

○健康推進課長（馬原恵介君） 以上で説明を終わります。

○委員長（宇藤康博君） 以上、説明がありましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） これで質疑を終わります。続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） これで討論を終わります。これから、本案について採決します。議案第76号、平成26年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（宇藤康博君） 次に、議案第77号、平成26年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○国民健康保険係長（石田昌司君） 国民健康保険係の石田です。

議案第77号で提案しました平成26年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

まず6ページをお開きください。歳入予算について説明します。

第5款療養給付費等交付金、第1目療養給付費等交付金につきましては475万9,000円を増額しております。これは平成25年度退職者医療交付金が4,320万1,399円に確定したことによる増額でございます。

続いて、第8款共同事業交付金、第1目共同事業交付金を1,000万円増額しております。これは、医療費の高額医療に対して国保連合会からの交付金の追加交付が見込まれることに伴う増額です。

続きまして、7ページをお開きください。歳出予算について説明いたします。

第1款総務費、第1目一般管理費を32万4,000円増額していますが、これは70歳以上の一般被保険者に係る軽減特例措置の段階的廃止の法改正に対応するためのシステム改修委託料の増額でございます。

第2款保険給付費、第1目一般被保険者高額療養費につきましては、これは国保連合会への高額療養費支払いの不足が見込まれるために894万3,000円増額しております。

続きまして、第3款後期高齢者支援金等、第1目後期高齢者支援金につきましては社会保険診療報酬支払基金への本年度分の納付金が確定したもので、208万9,000円を増額しております。

続きまして、第5款介護納付金、第1目介護納付金につきましても同様に社会保険診療報酬支払基金への本年度分納付金が確定したもので、363万7,000円を増額しております。

続きまして8ページをお開きください。

第7款保健事業費、第1目保健事業費につきましては、先日行われたすまいるフェスタで国保優良家庭表彰記念品代、こちらのほうが確定したことで23万円減額しております。

続いて12款前期高齢者納付金、第1目前期高齢者納付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金への本年度分の納付金が確定したもので4,000円減額しております。

以上、説明を終わります。

○委員長（宇藤康博君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宇藤康博君） これで質疑を終わります。続いて討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） これで討論を終わります。これから、本案について採決します。議案第77号、平成26年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（宇藤康博君） 続きまして、議案第78号、平成26年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○介護保険係長（高崎康誌君） 介護保険係、高崎です。

議案第78号で提案いたしました平成26年度高森町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明させていただきます。6ページをお開きください。

歳入ですが、款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金ですが、これにつきましては先ほども一般会計のほうでも話しましたが、介護給付費が不足するのが見込まれますのでこれを増額しまして、それにつきましては国庫からの歳入を780万円増額したものです。

次に、款3国庫支出金の項2国庫補助金、1目調整交付金ですが、これも先ほど言いましたとおり介護給付費の歳出額を見直しましたことによる歳入が395万円増額しております。3目地域支援事業交付金（介護予防事業費）ですが、これにつきましては介護予防事業の参加者の増と、あと認知症の地域支援に係る費用につきましては増額しましたので8万8,000円増額するものです。あと、3目地域支援事業交付金（包括的支援事業）ですが、これは先ほど職員共済費負担金2万7,000円の増です。

4目事業費補助金ですが、これは介護保険制度の改正に伴うシステム改修費の分につきましては国庫補助金2分の1が出ますので47万2,000円計上させていただいています。

次に、款4支払基金交付金、項1支払基金交付金の1目介護給付費交付金ですが、これにつきましても介護給付費の見直しによる歳入の増としまして1,131万円計上させていただいております。

次に8ページです。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金の2目地域支援事業交付金ですが、これにつきましても介護予防事業の参加者と認知症の研修に伴う費用の追加分と

して9万8,000円計上しております。

次に、2段目の款5県支出金の項1県負担金、1目介護保険給付金ですが、これにつきましても介護給付費の支出額見直しに伴います歳入の増として487万5,000円計上いたしております。

次に、款5県支出金、項3県補助金の1目地域支援事業交付金（介護予防事業費）ですが、これにつきましても介護予防事業の参加増と研修費に係る補助金として4万2,000円と、2目の地域支援事業交付金（包括的支援事業）につきましても職員給与に係ります共済費見直しによる歳入増として1万3,000円計上しております。

続きまして8ページです。款6繰入金、項1一般会計繰入金の1目介護給付費繰入金ですが、これは一般会計で説明いたしましたとおり、介護給付を見直します歳入額の増として487万5,000円と、2目地域支援事業繰入金として4万2,000円、3目地域支援事業繰入金として1万3,000円計上させていただいております。

続きまして歳出のほうに移ります。9ページをお開きください。

まず、款1総務費、項1総務管理費の1目一般管理費ですが、介護保険制度改正に伴うシステムの改修委託料として94万7,000円計上させていただいております。

次に、款2保険給付費の項1介護サービス等諸費、1目介護サービス費等諸費につきましても、介護給付費についての額の不足が懸念されますので3,900万円の増額の計上をさせていただいております。

款5地域支援事業費、項1介護予防事業費、目1介護予防等事業費につきましても、介護予防事業に係る支出と、あと研修に係る支出として合わせました34万1,000円計上させていただいております。

一番下の款5地域支援事業費、項2包括的支援事業の1目包括的支援等事業費につきましても、職員給与に係る共済費等につきましても6万9,000円計上しております。

最後に、10ページですが、1目予備費につきましても、予算計上の不足分について、こちらのほうから支出しております。

以上です。

○委員長（宇藤康博君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） これで質疑を終わります。続いて討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） これで討論を終わります。これから、本案について採決します。議案第78号、平成26年度高森町介護保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、健康推進課に関連する付託案件については終了いたしました。

健康推進課の皆さん、お疲れさまでございました。

-----○-----

○委員長（宇藤康博君） それでは、教育委員会関連の議案第76号、平成26年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

職員の方に申し上げます。発言される前に所属と氏名を言ってください。

教育委員会の説明を求めます。よろしくをお願いします。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） おはようございます。事務局長の阿部です。

議案第76号、平成26年度高森町一般会計補正予算に議案としていたしました件につきまして、各担当係長よりご説明を申し上げますのでよろしくをお願いします。まず、学校教育係長より説明します。

○学校教育係長（法花津和明君） 学校教育係長、法花津です。

今回の議会のほうで提案させていただきました予算についてご説明をさせていただきます。

予算書の9ページをご覧ください。

まず歳入のところからですが、20款諸収入、4項雑入でICT支援員業務委託料207万3,600円を計上しています。これはNTTラーニングシステムズ株式会社から委託を受けた、ICTを活用した教育効果の検証方法に係る開発に係るICT支援業務の採択によるものです。

続きまして歳出の説明に移ります。予算書の17ページをご覧ください。

9款教育費、1項教育総務費になります。まず、事務局費の11節需用費になります。本年度ですが、来年度から阿蘇郡市で使われる小学校教科書の選択が行われましたが、これにあわせてデジタル教科書が新しくなりますので、その購入費として210万円を計上しました。財源は、先ほど歳入のときに上げましたNTTラーニングシステムズ株式会社からの委託料から出ております。

印刷製本費に移ります。今年度発行を予定している高森町の道徳副読本「高森のころ」について、町外からの反響が大きいため印刷部数を1,000部増刷す

る分として116万7,000円を計上しました。

続きまして、予算書の18ページをご覧ください。学校管理費、小学校費の説明を申し上げます。

まず、9節旅費ですが、町内の学校医による検診に係る旅費として14万円計上しております。

続きまして、11節需用費ですが、これは光熱水費になります。高森中央小学校の電気代として90万円を計上しております。これは、学校照明のLED化による電気代加算の計上が当初予算から漏れていた分によるものです。14節使用料及び賃借料ですが、高森東小学校及び高森中央小学校の校外活動に使うスクールバス使用料が当初見込みより多くなっている関係から、70万円計上しております。

続きまして、学校管理費、中学校費に移ります。9節旅費は小学校費と同じく、町内の学校医による検診の旅費として14万円計上しております。12節役務費ですが、高森東中学校、高森中学校に設置されている太陽光パネルの建物災害共済保険料として5万5,000円計上しております。21節貸付金ですが、奨学金費になります。こちらは新規貸付者の見込みが、高校生1名分、大学生4名分が減ることによりまして132万円を減額しております。

以上です。

○社会教育係長（住吉勝徳君） 続きまして、社会教育係の住吉です。

予算書19ページをご覧ください。

9款教育費、6項社会教育費、第4目地域改善対策事業費ですが、第7節賃金ですが、これにつきましては、ふれあい子ども会キャンプを当初臨時で雇って派遣するはずでしたが、職員で対応したため減額をさせていただきました。

第5目社会教育施設費、第13節委託料、これにつきましては当初契約額が下がったため、今回減額をさせていただきました。

以上です。

○学校給食係長（中川雄一郎君） 学校給食係長の中川です。

19ページをご覧ください。

第9款教育費、第7項保健体育費、第2目学校給食費の第1節報酬と、第7節の賃金の組み替えを14万1,000円ずつさせていただきました。

以上です。

○委員長（宇藤康博君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○教育長（佐藤増夫君） すみません、つけ加えさせていただいてよろしいですか。

先ほど係長のほうで説明いたしましたが、少しつけ加えさせてください。

9 ページの諸収入の I C T 支援員業務委託事業 2 0 7 万 3 , 0 0 0 円というのは、これは本年度文部科学省が行っています I C T の活用効果を図るための実証研究を高森町が受けております。その間に企業が入っているんですが、N T T がその間の企業として入っていますので、先ほど係長のほうから N T T という説明がありました。これは国費を通して支援をいただくということでございます。それで、I C T 支援員については当初予算で高森は入れていただいておりますので、この事業につきましては先ほど申しましたように 1 7 ページの消耗品費ということで、教科書が採択外で 4 月からデジタル教科書をまた新しく変えなければいけません、その費用がかなり、5 0 0 万ぐらいなるだろうと思って、今検討していますが、費用がかかりますので、それはそっくり次年度のそういった当初必要なものに回していいということで県の教育委員会からの指導がありましたので、そういった形で消耗品費 2 1 0 万という形で入れさせていただいておりますので、ご了解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（宇藤康博君） 質疑はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） これで質疑を終わります。続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） これで討論を終わります。これから本案について採決します。議案第 7 6 号、平成 2 6 年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、教育委員会に関連する付託案件については終了いたしました。教育委員会の皆さん方、お疲れさまでございました。

-----○-----

○委員（後藤三治君） すみません、ちょっと質問があります。

○委員長（宇藤康博君） はい。

○委員（後藤三治君） 後藤です。ご存じのように 1 1 月に議会報告会をした中で、住民の方からですね来年度の部活の問題につきまして質問がありました。私たちもその説明をおりましたけれども、記事も私はちょっと確認していなかったんですけれども、ああいう質問があったということで驚いたわけなんです。現在、

教育委員会では来年度からの部活動をどのように考えておられるのか、またどう
いう対応を今取っておられるのかですね、その辺をちょっとお話いただきたいな
というふうに思いますので、委員長、よろしゅうございますか。

○委員長（宇藤康博君） はい。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 事務局長の阿部です。

ただいま質問がありました小学校の部活動の社会体育への移行についてという
ことであろうかと思いますが、議員の皆様には当初から話をしておりませんでした。

県のほうが、もう新聞等でご存じと思いますが、小学校の部活動を社会体育へ
移行したいという方針が打ち出されております。このことについては、本町にお
いても今後どういうあり方といたしますか何らかの同意を取る必要があるというこ
とで、事前に学校関係、小学校の校長それから体育主任、それからPTA会長、
それから部活動の後援会長等々を集めまして、県の意向といたしますか内容等を事
前に把握していただく必要があるのかなと思って、県の体育保健課の担当の審議
員ですね、富田審議員という方と担当の岩田さんという方がお見えになって、現
在の県の状況等をお話をしていただきました。

町については県の動向を聞きまして、具体的な内容については今後県体協等を
進めてまいるわけになりますが、事前にそういった意向がありますよということ
でご報告をしております。県のほうが具体的内容が出た段階で再度検討委員会な
り立ち上げといたしますか、検討委員会等を正式に組織をして今後の小学校の部活
動について検討をしていきたいというふうに考えております。

その中で、検討委員会の中でお話をされた内容なんですが、意見としましては、
社会体育に移行した場合に勝利至上主義ですかね、そういうふうになるのではな
いかという心配もあります。それから場所、それから時間の問題です。時間につ
いては4時前後から部活動が始まるわけですが、場所とそれから指導者ですね、
現時点で指導者がいるのか、4時前後になりますとなかなか、仕事を持っておら
れますので、仕事があるのに指導者がいるのかという問題もありますので、それ
とその指導者に対する予算等もありますが、これ等について、そういう問題があ
りますよということで意見を聞いております。

今後については県の具体的な方針と言いますか、内容が出た段階で、教育委員
会としては検討委員会もしくはその代わる組織を立ち上げて進めていきたいと
いうふうに考えております。ですから、県としては平成27年4月1日から移行
できればいいなという方向なんですが、現在まだ具体的な内容等が決まっており
ませんので、そこまでは進まないだろうというふうに考えております。当然町の

ほうといたしましても、4月1日からの移行についてはできないというか、現段階では進めることができないので、できる部活動から進めていきたいということで、検討委員会の中では教育委員会としてはできる部活から順次進めていくということで一応ご報告をしております。

○委員長（宇藤康博君） よろしいですか。

○教育長（佐藤増夫君） 教育長の佐藤です。

今、局長のほうから説明がありましたように、見られたかと思えますけれども、熊日の読者の広場に県の教育委員会の体育保健課課長の平田先生の名前でこの問題について、私どもが会議をする前に投稿があったわけですが、一応県の教育委員会が諮問をして、その報告書というのができあがって、小学校の社会体育の方向ということは県が方向性を出して、今しているわけですが、今後市町村の検討委員会等を立ち上げていただくように県としても進めていき、そこで説明をしたいということが熊日の記事にも出ておりました。

この問題についてはいろんな問題等も絡みますので、まずは県の担当部局等から来ていただいて、何が課題なのか、どうしたらいいかということあたりをまずは聞きたいということで、県のほうから、また教育事務所からも来ていただきまして、今の動向について話をされました。県のほうからは、市町村によって対応が非常に違うと。例えば総合型スポーツクラブを持っていない市町村もあるし、高森は高スポあたりが一所懸命やっておりますよね、非常に状況が違うこと。各市町村に呼びかけをし、そして平成27年度ぐらいから、あくまでもいっぺんに変えるということはこれは当然難しいということですので、条件がそろったところから徐々にそちらに切り換えていただくような方向で県としても進めたいということでしたので、高森としても今の状況をもう一回整理し合いながら、4月からいっぺんに変わるということは到底頭には思っておりませんで、できることから考えていくということ、そのためにまた検討委員会当たりが必要ではないかなというところで話し合いをしたところでした。

ですから、まずは県の状況を聞いて、それをお互いの今の現状を出し合うというところでの話し合いでございましたので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（宇藤康博君） よろしいですか。

○委員（立山広滋君） 立山です。委員長よかですか。小学校が移行するですね社会体育に。その理由、目的は何ですか。

○教育長（佐藤増夫君） 教育長の佐藤です。

部活動については、いろんなところでいろんな課題等が出されていると、それをどうするかということで有識者等を集めて、そして県のほうに諮問をされて、

そしてその結果が、社会体育が必要だろうというその報告に基づいて県教委が動くということです。

その中には、やはり1つには、この前、県の教育委員会の審議員の説明の中には競争を非常にあおりすぎてきたんじゃないかとか、それから今、指導者の問題等がなかなかやはり難しい状況になってきているとか、そういう現状を洗い出した中で、やはり今、学校体育ということあたりで今後進めるよりも、やっぱり地域の中でのスポーツという形で進めていったほうが今後いいんじゃないかというようなことだと思います。

係長のほうが来ていますので、そこらあたりは、今のほうの件については。

○社会教育係長（住吉勝徳君） 社会教育係の住吉です。

今の現状を申しますと、小学校のほうにも中には部活動、社会体育でやっている部活動も小学校の中にもあります。うちの中央小学校の中ではサッカーとバスケットとソフトボールですか、あと音楽部が小学校の部活動で、今現状では部活動として残っております。今、うちの総合型のほうでいろいろ活動をしておりますけれども、さきも言いましたけど、できる部活動から社会体育のほうへ少しずつ移行をしていきたいなというふうにはちょっと思っていますけれども、いろいろな諸問題は今から解決していかなくちゃいけないところもありますので、その問題を今から少しずつ解決していきながら、少しずつ進めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○委員（三森義高君） 三森です。今、いろいろな意見が出ておまして、そういう形で部活動という対応を今後していくような形になっていく。そうなりますと、高スポという1つの組織がせっかく立ち上げて一所懸命やっておられる。その中と二分化するような形にならせんだらうかと思うわけですし、そうすると何か曖昧な形にならせんかと思いますが、高スポとの絡みをもう少ししっかりとやって一元化したほうがいいんじゃないかと思いますね。何のための高スポなのかが今度は出てきはせんだらうかと思います。

○社会教育係長（住吉勝徳君） 社会教育係の住吉です。

今おっしゃったとおりに高スポを土台として、高スポから指導者を例えば派遣していきたいというふうには今のところ考えてはいます。だから、例えば2分化とかするんじゃないくて、もう一本化で高スポから指導者を派遣するというふうにやっていきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（宇藤康博君） よろしいですか。

○教育長（佐藤増夫君） 教育長の佐藤です。

先ほど局長のほうで、まずは県の方からきていただいて意見を出し合いましょうというメンバーの中で、先ほどPTA会長とか部活動とか言いましたが、その時に高スポの関係者の方々、それから体育協会の関係者の方々にも呼びかけて、そういう方々も入っていただいて意見を聞いていただいております。ですから課題がたくさんありますので、それぞれのところが今持ち帰って今後検討していこうということですので、事前の話し合いの中には高スポ関係者も入っていただいて、今進めているということです。

○委員（三森義高君） よろしくお願ひしておきます。

○委員（甲斐正一君） 甲斐です。今、部活の話が出ておりますが、小学校は2校あるんですね。東小の場合はやっぱり移動して、高スポの方が移動して部活動をしていただくわけですね。

○教育長（佐藤増夫君） 教育長の佐藤です。

今、委員さんから言われた意見と同じようなことが、その会合の中で、東のPTAの役員の方から出てきました。したがって、東をどうするのかということで問題提起がされております。その時に参加されていた高スポの今活動をされている方が、自分たちは高スポの活動としても、東のほうで教室を開くとかいう形も含めて今後、東と、それから中央と一緒に活動ができるようなこと等については今検討をしていますという答えがありまして、当然この部活動の問題、また高スポあたりの問題も含めながら、そういうことも1つの検討の大きな視点の1つになってくるだろうというふうに考えています。

○委員（甲斐正一君） はい、わかりました。体力づくりの一貫ですからよろしくお願ひします、大事なことです。

○委員長（宇藤康博君） よろしいですか。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 事務局長の阿部ですけど。その他の報告ということで、すみませんけれども。

現在、阿蘇山のほうが噴火して、かなり降灰で、もちろんいろいろと困っていることがあると思いますけど、11月25日に阿蘇山のほうが噴火しまして、何らかの対策を打つ必要があるということで、各小学校あたりにマスク等を配布しております。25日に早速マスクを配りました。

それから、また12月8日にさらに追加して2,000枚を、高森中央小学校、高森中学校に配布をしております。それから、ゴーグルが備品の備蓄ということでありましたので200個、小学校と中学校に配布しております。ただ、小学校のほうの使用頻度がちょっと多くなっているということで、今回予算には間に合

いませんでしたので予備費からの流用ということで400個購入させていただいて、小学校あたりに配布したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○教育長（佐藤増夫君） 報告を2つ。1つが大変遅くなりましたけれども、研究発表会は大変お世話になりました。また、来年度につきましても、県の教育委員会が同じように研究指定という形で支援をすると、それから企業体につきましては本年度で終わりなんですけど、高森については次年度も何らかの形で協力したいということですので、学校現場としては3年連続になりますが、来年度も同じように研究発表会をします。講師の方の経費等かなりいるんですけど、すべてそれを県の教育委員会、また企業体あたりが組んでもらっていますので、次年度もそういう形で取り組むのではないかと思います。大変お世話になりました。

それから、もう一点でございますが、学校のほうがちょうど進路選択の時期に入ってきております。三森議員さんのほうからいろいろと今まで言っていただきましたけれども、高森高校の状況なんですけれども、今のところはまだ決定はしていませんけれども、かなり少ない状況にあるようです。これは高森町もそうですが、南阿蘇村も含めてですね。ですから、今三者面接の時期に入ってきておりますけれども、今後どういうふうに持っていくのか、そこらあたりの大きな課題ではないかなというふうに感じているところです。はっきりはしておりませんが、一応その状況だけご報告します。よろしくおねがいします。

○委員長（宇藤康博君） ほかに何かありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） 教育委員会の皆さん、お疲れさまでした。

-----○-----

○委員長（宇藤康博君） 日程第3、所管事務の閉会中の継続調査について審議をいたします。

閉会中の継続調査については、

1. 社会福祉と健康に関する事項
2. 環境衛生に関する事項
3. 健康保険税に関する事項
4. 保育園に関する事項
5. 学校教育及び社会教育の振興に関する事項

以上、5項目を閉会中の継続調査事項とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宇藤康博君） 異議なしと認め、閉会中の継続調査とすることに決定しま

した。

以上をもちまして、本日の委員会は全部終了いたしました。

これで、文教厚生常任委員会は閉会いたします。

お疲れさまでございました。

-----○-----

閉会 午前11時26分

平成 26 年第 4 回定例会

総務常任委員会会議録

平成 26 年 12 月 16 日

高 森 町 議 会

平成26年第4回定例会総務常任委員会記録

平成26年12月16日

開会 午前9時57分

-----○-----

○委員長（立山広滋君） おはようございます。日程第1、定足数に達しましたので総務常任委員会を開会します。これから本日の会議を開きます。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 日程第2、本委員会に付託されました案件について審議いたします。まず、税務課関連の議案第76号、平成26年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

職員の方に申し上げます。発言される前に所属と氏名を言ってください。

それでは税務課の説明を求めます。

○税務課長（沼田勝之君） おはようございます。税務課長の沼田でございます。

本議会に提案しておりますのは補正予算の関係のみでございますが、係から主な状況等を報告をさせていただきます。まず、補正予算の件から報告をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○税務係長（眞原友紀君） 税務係、眞原です。補正予算について説明をさせていただきます。

補正予算書の11ページのほうをお開きください。2款総務費、2項徴税费、3目賦課徴収費の1節報酬でございますけれども、税理士報酬ということで15万円ほど計上させていただいております。これにつきましては、確定申告に伴う税理士の派遣報酬ということになっております。消費税のほうを5%から8%に変わったりいろいろな税法も変わっておりますので、確定申告の際に税理士のほうに来ていただいているいろいろな町民の方の相談に乗っていただくということで、10日間の1万5,000円ということで15万円計上させていただいております。以上でございます。

○委員長（立山広滋君） はい、これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。続いて討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。これから本案について採決します。議案第76号、平成26年度高森町一般会計補正予算については原案のとおり

り可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、税務課に関連する付託案件については終了いたしました。税務課の皆さん、お疲れさまでした。

○税務課長補佐（佐伯 実君） 税務課長補佐の佐伯でございます。

これは案件には関係ございませんが、ご心配なされております収納率について、特に大きい企業について、現在の状況をご説明申し上げたいと思います。よろしくお願いたします。

ご存じのとおり、高森町の固定資産税につきましては熊本県下でも下位の状況です、下から2番目の状況でございます、この要因につきましては皆さんご存じだと思うんですけれども韓国の企業でイーヒョン観光株式会社の滞納が大きく起因している部分がございます。そこで、本年4月1日から現在までのその収納状況についてご説明をさせていただきたいと思います。

まず、12月15日、昨日ですけれども、現在で本税が3,408万8,000円、これは固定資産税でございます。督促手数料が1,800円、それから延滞金、これが211万7,800円、計の3,620万7,600円となっております。4月1日からきのうまでの入金につきましては577万6,100円、これは固定資産税でございます。

続きまして入湯税です。入湯税につきましては105万4,700円を入金されておりまして、計の683万800円が納付をされているところでございます。当初説明しました3,620万7,600円が12月15日現在の滞納額でございまして、特に6月から毎月50万円の納付、これが到底本税には追いつかない金額でございしますが、一応最低ラインだけは守っていただいている状況で、収入がちょっと多いときには100万とか納めていただいている部分でございします。

また、このイーヒョン観光の状況につきましては、福島県にあります白川ゴルフ場の売買というのが決定しまして、この会社に内金、手付金あたりは入っているんですが、実は最終的なお金につきましては3月になるかということで情報を得ております。これは熊本県の県北の広域本部とも合同で、この売買金についてはそれで県税と町税についてすべて3月までに納付するという約束のもと、その辺を見守っている状況でございます。

それとまた、韓国の企業でこのイーヒョン観光に融資をしたいという会社がありまして、その話も出ている状況ではございますが、これにつきましてはまだ不

確実な状況でございますので様子を見守りながら進めていきたいと思いますが、我々の懸念としましては、白川ゴルフ場が売買されたとしても、その滞納金が高額な故に、県税もやはり4,000万近くありますので、一時的な解決はみるものの、平成28年、7年からのこの滞納金が出てくるのじゃないかというふうに考えておりますので、今後この企業について注目しながら、毎月いろいろの情報を交わしながら今後の滞納についてももしっかり見守っていきたく思っている次第でございます。

また、町税全体につきましてもご説明を申し上げますが、いろいろ税がございますが、住民税、固定資産税ありますが、去年の12月15日現在と、今の12月15日、ことしの12月15日の現在で、町・県民税及び固定資産税につきましては昨年度よりもいわゆる徴収率というものも若干向上しているところでございますが、まだまだ努力が足りないところ等々ありますので、これは、高森町の税を抱えている課の横軸をしっかりと結びながら滞納の減少に努めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げまして報告とします。

よろしく申し上げます。

○委員長（立山広滋君） はい、今、補佐のほうから固定資産税等々について説明がございましたけれども、これに関して何か質問等ございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） では、お疲れでした。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） それでは、本委員会に付託されました財産管理課関連の議案第74号、高森町奥阿蘇物産館条例等の一部改正についてを議題とします。

職員の方に申し上げます。発言される前に所属と氏名を言ってください。

それでは財産管理課の説明を求めます。

○財産管理課長（安方 含君） 財産管理課課長、安方です。

係より説明させます。

○施設管理係長（甲斐武敏君） 施設管理係長の甲斐です。

奥阿蘇物産館条例等の一部改正ですが、課長が本会議で説明しましたとおり、27年3月までで指定管理期間が満了します。厳正な公募の上、認定することになっていきます。

要旨です。物産館、キャンプ場とも観光客と地元の交流、雇用等、地域活性化の観点から判断しますと、条例を改正し、町長が指定管理者の選定ができること旨の項目を入れる必要があり、今回条例の一部改正を提出させていただきました。

どうぞよろしくご審議のほどお願いします。以上です。

○委員長（立山広滋君） 今係長の説明がありましたけれども、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。これは観光交流センターあたりとも同一步調等というようなことである条例改正というふうなものでございます。

○委員長（立山広滋君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。これから本案について採決します。議案第74号、高森町奥阿蘇物産館条例等の一部改正については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第76号、平成26年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

財産管理課の説明を求めます。

○財産管理課長（安方 含君） 財産管理課課長、安方です。

ページに沿って係に説明させていただきます。

○施設管理係長（甲斐武敏君） 施設管理係長の甲斐です。

それでは、歳入を説明させていただきます。

8ページをお開きください。13款使用料及び手数料、1項使用料、5目農林水産業費使用料、1節物産館工場使用料で物産館及びハム加工場電気使用料を28万円見込んでおります。電気料が上がり、物産館及び工場の負担が増えたためです。

次に、9ページをお開きください。20款諸収入、4項雑入、2目雑入、2節雑入で高森自然学校玄関ガラスの破損による交換に12万9,600円の費用が発生しますが、うち建物共済金として6万4,000円が町村会から支払われるため計上させていただきました。

以上で歳入の説明を終わります。

○財産管理課長補佐（田上浩尚君） 財産管理課長補佐、田上です。

歳出に入りたいと思います。14ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目保健衛生総務費、19節の負担金補助及び

交付金135万8,000円を計上させていただきました。これは、阿蘇広域行政事務組合への負担金で、この内訳としまして、環境総務費を15万円、最終処分場運営費を40万2,000円減額するもので、人事異動等による人件費の減額によります。また、清掃施設運営費で187万5,000円を増額し、これはごみの量の増加によりまして包括委託費の変動費、燃料や光熱費等でございますけれども、その増加によるものでございます。合わせましたところで135万8,000円の増額となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（立山広滋君） 補佐、今、説明であった環境総務費15万ばってん11万5,000円のあやまりでしょう。

○財産管理課長補佐（田上浩尚君） すみません。訂正いたします。環境総務費11万5,000円の減額でございます。申しわけございません。

○委員長（立山広滋君） 以上ですか。

○施設管理係長（甲斐武敏君） 施設管理係長の甲斐です。

これから歳出を説明させていただきます。15ページをお開きください。

5款農林水産業費、1項農業費、10目物産館等管理費、11節需用費で光熱水費に39万7,000円を計上させていただきました。これは電気料が3月までを見込みますと不足するためです。

次に、16ページをお開きください。6款商工費、1項商工費、5目温泉館管理費、11節需用費で印刷製本費に5万4,000円を計上させていただきました。温泉館の回数券が残りわずかになりましたので、2,000冊補充するものです。

次に、19ページをお開きください。9款教育費、6項社会教育費、5目社会教育施設費、11節需用費で、光熱水費に50万円、修繕料に82万4,000円を計上させていただきました。光熱水費については、電気料が3月まで50万円ほど不足するためです。修繕料については色見生涯学習センター体育館の男子トイレのタイルが劣化によりはがれ落ちたために修繕に12万4,000円、高森自然学校玄関ガラスがさきの台風19号の飛来木により破損したため12万9,600円、同じく高森自然学校体育館の照明切れと配電盤のスイッチ交換に7万2,000円、また、3月までの施設のトイレ、水道、照明灯の修繕に50万円を見込んでいます。

次に、12節役務費に色見総合センター太陽光発電設備の建物共済保険料として9,000円を計上させていただきました。

以上です。よろしくお願いいたします。

○財産管理課長補佐（田上浩尚君） 財産管理課長補佐、田上でございます。

今、説明の中で19ページの修繕料の関係で、今自然学校体育館のスイッチ交換等で7万2,000円と言ったかと思いますが、すみません、7万200円で行ったので訂正させていただきます。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第76号、平成26年度高森町一般会計補正予算については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、財産管理課に関連する付託案件については終了いたしました。財産管理課の皆さん、お疲れさまでした。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） それでは、総務課関連の議案第72号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

職員の方に申し上げます。発言される前に所属と氏名を教えてください。

また、総務課長より、本日公務出張のため欠席届の連絡が来ておりますので申し添えておきます。それでは総務課の説明を求めます。

○総務係長（二子石誠君） 総務係の二子石です。よろしくお願いいたします。

議案第72号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正についてです。別紙のほうに提示しておりますが、今回の改正は平成26年度人事院勧告並びに熊本県人事委員会勧告に基づきまして本町の条例を一部改正するものです。

内容につきましては、第1条のほうでは、条例第19条第2項第1項中の100分の6.75を100分の8.25と、同項第2項100分の3.25を100分の3.75に改めるということですが、これは勤勉手当の12月の率を6.75から8.25に改めるということです。同項第2項というのは、これは再任用職員の勤勉手当の率を3.25から3.75に改めるということです。

次に第2条では、高森町一般職員の給与に関する条例の一部を改正するというので、ここでは100分の8.25を100分の7.5に、同項の100分の3.

75を100分の3.25に改めるというのは、これも勤勉手当になるものですが、これは下のほうに施行期日で書いてありますように第1条につきましては26年12月1日からの適用ですが、この第2条につきましては27年4月1日からの施行ということにしております。

あと改正するのは別紙の給与等の改正でございます。この改正につきましては26年、今年の4月1日から適用するという改正になっております。

以上で説明を終わります。

○委員長（立山広滋君） はい、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。今回の改正において、大体どれぐらいの上昇率と
いうか、わかれば教えていただきたいと思います。わかれば行政職、医業職。

○総務係長（二子石誠君） 総務係の二子石です。

行政職と医業職でそれぞれで出していないんですが、一人当たりが大体一月の
給与別に関しますと1,000円から2,500円ぐらいの上昇になります。

○委員（芹口誓彰君） それは手当も含めての話かな。

○総務係長（二子石誠君） 手当はこの給料表をもとに計算しますので、その上昇し
た分に手当率を掛けた額、大体期末勤勉を合わせたところで一人当たり3万円か
ら約8万円の間の上昇率、増額、手当のほうになります。

○委員長（立山広滋君） 芹口委員。

○委員（芹口誓彰君） そういったこともありますので、先ほどちょっと財政指導監
に話したとおり、附属資料をできるならつけていただきたいと思いますので、次
回からよろしく願いしておきます。以上です。

○委員長（立山広滋君） どうぞ。

○総務課長補佐（後藤一寛君） 課長補佐の後藤でございます。

追加で若干説明を加えさせていただきたいと思います。今回の人事院勧告につ
きましては過去にない例となっております。と申しますが、国の人事院勧告が
0.27%につきましては、県の人事委員会の勧告は0.55%とアップしておりま
す。それによりまして、県の説明会におきましても各町村の判断によってどうや
るか、どちらを使うかということ判断してくれという投げかけ的な説明に終
わっております。

今回、うちがご提案しております分につきましては、県の人事委員会のほうを
利用させていただいております。それは何でかと申しますと、国の0.27%につ
きましては地域給与というものが盛り込まれております。その地域給与分が県に
はございませんので、その分について差額が発生しております。県の人事委員会
につきましては、その分を含みまして今回の県の分が0.55ということになって

おりますので。ちなみに、阿蘇管内の市町村でこういった動向になるかということなんですが、阿蘇市以外の町村はすべて県の人事委員会の0.55%を活用しております。阿蘇市におきましては、24年の災害等で基金等をかなり取り崩しております関係上、抑えるというところで、そういう意味で県のほうは使っていないということでございます。

以上で追加とさせていただきます。

○委員長（立山広滋君） はい、質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。これから本案について採決します。議案第72号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 次に議案第73号、高森町課設置条例の一部改正についてを議題とします。

総務課の説明を求めます。

○総務係長（二子石誠君） 総務係の二子石です。

議案第73号高森町課設置条例の一部改正について。高森町課設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

提案理由は、条例で改正する場合は地方自治法第96条第1項第1号の規定にもとづき議会の議決を経る必要があるために提出するものです。

今回、新たに課を追加するのですが、これは平成27年4月1日に開局します高森ポイントチャンネルが正確かつ迅速な情報発信ができるように、単独で担当の部署を設けるためのものであります。課の名前はたかもりポイントチャンネル事務局となります。

業務内容につきましては、たかもりポイントチャンネル（情報通信基盤整備を除く）部分に関する事項、それと広報に関する事項、あと電算組織の管理運営に関する事項となります。この条例につきましては、27年の1月1日から施行するということです。

以上、説明を終わります。

○委員長（立山広滋君） はい、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○総務課長補佐（後藤一寛君） 課長補佐の後藤でございます。

現在、二子石係長がご説明しました分について若干追加で説明をさせていただきます。

現在で考えている時点では、今の電算室に3名の職員と1名の専門のアナウンサー的な臨時の職員がございます。そこをそのまま課として置いていくということです。係長ポスト、課長補佐ポストは設けずに課長のみで当面は回すということをご予定しております。

明確な仕事の内容としましては、今テレビ局のOBの方を2名来ていただいております。その方たちを軸にして、テレビのほうは編集等いろいろなものの撮影等ですねそういったものを含めてやっていきます。それと広報関係、外に出す情報をですね、広報たかもりの広報に関することですので、広報たかもりはもちろんですけども、今ホームページのことと、それからフェイスブック、そういったものも含めて、要するにメディア部分はすべて持たせるということで今予定をしております。

以上でございます。

○委員長（立山広滋君） 質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。これから本案について採決します。議案第73号、高森町課設置条例の一部改正については原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 続きまして、議案第76号、平成26年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

それでは総務課の説明を求めます。

○財政係長（岩下 徹君） お疲れさまでございます。財政係の岩下でございます。

まず、一般会計補正予算書の5ページからお開きいただきたいと思います。

一般会計補正予算書、5ページにつきましては、第2表地方債の補正でござい

ます。本年度の臨時財政対策債につきまして、本町への借入の限度額が確定いたしました。659万7,000円増額をさせていただきまして、本年度の借入を1億4,659万7,000円と限度額を設けさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

続きまして、9ページをお開きいただきたいと思います。9ページで、歳入につきまして、第18款繰入金、基金繰入金といたしまして財政調整基金からの繰入金を2,347万9,000円追加させていただきました。これによりまして、本年度の財政調整基金からの繰入金が現時点におきまして2億円を超えました。2億614万5,000円ということで、本年度は財政調整基金から繰り入れは現時点で2億を超えております。

ちょっとここで主な要因をご説明させていただきたいと思っております。普通交付税が本年度が3.3%減額、本町で6,600万円ほど25年度から減額をしております。一番の大きな要因は交付税の減額ということでございます、3.3%減です。補足ですが、来年度の予算編成の時期に入っておりますが、来年度は国の今概算要求が出ておきまして、来年度はさらに5%のマイナスということで今言われております。ですので、来年度はことしよりもさらに1億円程度は減額を見込まないといけないという非常に厳しい状況ということが言えるかと思っております。

続きまして、一番下の町債でございますが、これにつきましては先ほど地方債の補正でご説明いたしました臨時財政対策債の減額を増加させていただいたものでございます。

○総務係長（二子石誠君） 総務係、二子石です。

8ページをご覧ください。歳入のほうですが、県支出金の県補助金、総務費県補助金で今回300万円の増加の補正をしております。こちらは役場庁舎の太陽光発電蓄電池等の整備事業で、事業費を増減しております。これは、設計と管理委託を入れましたので、その分増額をしたんですが、その部分についての県の補助金がつくということで300万円の増額の補正をしております。

以上です。

続きまして歳出のほうに入らせていただきます。10ページをご覧ください。10ページから歳出ということになっておりますが、まず、先ほど給与改定の条例改正を説明しましたが、それに伴います給料、職員手当、共済費、こちらのほうがそれぞれ議会費から税務費、社会福祉総務費とすべてのところにおいて増減を行っております。今回、まず給料のほうの増額が全体で言いますと約208万円の増額となっております。

それから、職員手当のほうの増額が全体で530万円、共済費のほうは全体で

152万の増額となっております。ただ、こちらで今回計上しています分につきましては、途中で人事異動等や当初、今年入りました新規職員につきましては当初予算組み時点ではまだ額が決定していませんでしたので高めに設定をしております。今回その分等は落としておりますので、こちらで今回補正で上げている分につきましては、この分が上がっているという額になって、その分等は全部落としたやつを上げております。

続きまして10ページの真ん中ほど、総務費、総務管理費の一般管理費の13の委託料でございますが、16万9,000円の増額補正をしております。これは、職員採用試験の委託料でございます。問題用紙等の対応や採点等の委託でございます。ことは、また1月に一応土木関係の職員に採用試験を実施する予定でございますので上げております。

次に、その下の19の負担金補助及び交付金でございますが、こちらのほうで15万8,000円計上しております。こちらは昭和地区から要望がありまして、町道からの中川原団地付近に入る道のあそこの直線のおりの防犯灯が現在2基ついているんですが、まったく明るくないということで、そこを利用する歩行者の人たちにとっては夜真っ暗で、今ついている電灯では何の役目になっていないような状況ですので、ここに電灯を1基新たに新設と、今ある電灯の付け替えをしたいということで要望がありまして、実際、私も現地に行ってみましたところ、夜はほとんど真っ暗で人が歩くにはちょっと困難な状態かなという感じを取りました。また、あそこはもともと歩道があったのですが、歩道が狭いということで現在歩道がなくなっている状態ですので、暗いうえに歩道がないのではやはり歩行者にとっては不利かなと思ひまして、今回はここでその事業に対して計上をさせていただきました。事業費が31万5,800円ですので、補助が2分の1で15万8,000円の計上となりました。

続きまして、その下の財産管理費の11需用費ですが、修繕費で41万5,000円の増額補正をしております。こちらは、たかもりポイントチャンネルで使いますスタジオの入り口の修繕になります。現在、見ておられると思いますが、いつもお客さん等があつてスタジオはどこですかといつていわれるんですが、説明してもなかなか、こんなところにあるんですかというような意見を聞いたり、また見てもわかるようにちょっと入り口が暗いということで、ここをちょっと明るくするような修繕を行うために上げております。4月1日からはポイントチャンネルを開局しまして、やはり情報発信の窓口となるところでございますので、やはりイメージ的には明るくしたほうがいいのかと思ひまして、今回計上をしております。

続きまして15の工事請負費ですが360万3,000円計上しております。これは、役場の庁舎、総合センターの空調機入れ換え工事で、今回追加で工事をした分の増額補正でございます。当初では全体で32基入れ換え工事を予定しておりましたが、設計の段階で一応今回初めて、当初32基は冷房のみどころのエアコンを入れ替える予定で冷暖房機の付いている分はそのままにしておりましたが、設計の段階で冷暖房機のほうも大分耐用年数等も来ておまして劣化もありますので、この際替えたほうがいいのではという提案がありまして、総務課のほうで検討してこの際全部替えようということで計上しております。今回追加する場所は農林振興課の事務室、また農業委員会の事務室、あと和室、調理室、無線室、電算室の機械側のほうの部屋の6カ所を増設して入れております。

以上で説明を終わります。

○委員長（立山広滋君） はい、ありがとうございました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○総務係長（二子石誠君） 総務係の二子石です。すみません、まだ説明が終わっておりませんでした、失礼しました。

17ページをお願いします。消防費のまず非常備消防費でございますが、こちらは需用費の消耗品費を30万9,000円増額しております。こちらは、各消防団から消防のホースのほうが破れたりしてしまして、ホースをまた追加で購入をお願いしたいということで要望がありましたので、その分の増額補正をしております。

次に、15の工事請負費でございますが、こちらのほうは当初防火水槽の工事で3カ所当初予算を充てておりましたが、その場所、1カ所の昭和地区のほうがもともとコンクリート構造の防火水槽を設置する予定でしたがFRP構造の防火水槽を設置したいということで、その分を増額しております。

その次に、次の消防管理費の需用費、消耗品費の10万円増額しておりますが、こちらのほうは現在自主防災組織が設立を、今年に入りまして増えてきておりますが、各防災組織のほうで避難訓練、防災訓練を行う際に炊き出し訓練とかを実施されますので、その炊き出し材の材料費は町のほうでみようということで当初組んでおりましたが、予想以上に自主防災組織の訓練等が行われまして、その分が炊き出しをいたしましたのでその分を追加補正をしております。

以上で説明を終わります。

○委員長（立山広滋君） 質疑を行います。質疑はありませんか。どうぞ。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。繰入金のところの説明がありましたが、ちょっと私自体もわかりませんでしたので、もう一回説明をお願いしたいと思います。

としが3.3%の交付税の減額、そして来年度が5%の見込みが出ていると思います。この要因あたりをちょっと説明を、何か。

○財政係長（岩下 徹君） 財政係の岩下です。

特に細かい要因と言うか、これはなかなか分析がしにくいもので、もう配分額が数字で示されてきますのでなかなか難しい部分があります。細かく調べようと思えば調べることは可能ですが、現実的に要因というか数字が減っていること、国の総額が減っているというのは確かなんですけれど、本町がこれの減っている要因を細かく調べることは、すみません、今の時点でやっておりません。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。ほかの質疑はありませんか。どうぞ。

○委員（後藤三治君） 後藤です。10ページの採用試験のところなんですけれども、1月に採用試験を行うというような回覧がすでに回っているということは私は知っているんですが、金額的にはそう大きくはないわけなんですけど、もし、今回の補正で蹴られれば、要するに否決すればですね採用試験はできなくなるということにもなりかねます。そういった意味で、今回の12月定例議会以前にも臨時会があっていると思うんですけれども、そういう予定でされるのであれば、事前にやはり予算確保をした上で回覧等を回さないと、もしこれが否決された場合は試験ができないということになるかと思うんですが、その辺の見解をお聞かせください。

○総務課長補佐（後藤一寛君） 課長補佐の後藤でございます。

今、質問のありましたとおり予算を確保した上で回覧は回さなくちゃいけないということでございますけれども、今年度におきましてはまず1回目の試験は6月に行っております。その6月の試験が町単独ということで50名の応募がございまして、そこがちょっと想定外の部分もありましたけれども、それでも9月の2回目の共同試験が9月にありましたけれども、それまでは十分に予算を確保できておりました。その試験の時に一般事務職と土木職を募集していたんですけれども、土木職のほうが応募がございませんでした。本来であれば、そこで終わるべきことだったんですが、急きょなんとか土木職を確保しなくちゃいけない理由に該当してしまいましたので、今回そういった前後した形になってしまったのはそういう理由でございます。

以上でございます。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

○委員（芹口誓彰君） 当初の1回目の時に質問をいたしましたけれども、総務課長が分担金は確定してから計上しますというような答弁でございましたけれども、私はあれから追求はしませんでしたけれども、今でもやっぱりそういった、課の

担当者の方はそういった考えを持っておられるのかどうか。

○総務課長補佐（後藤一寛君） 課長補佐の後藤でございます。

そういうふうには、本来であれば変更するのと一緒に計上すべきものでございました。それは重々承知の上でございます。ひとつ、総務課長が申しましたとおり最終的にはそういう3月でということをお願いしたけれども、一つはやっぱり私ども事務方の認識不足というのがはっきりあったと思います。そこがかなり反省している部分ではございます。

○財政係長（岩下 徹君） はい、財政係の岩下です。

ご指摘のとおり、歳出予算を組むのであれば、分担金なり、それに伴う財源の確保というのは当然必要だと思います。内々的な話であります。予算の要求があった時点で財政のほうで一般査定を行います。予算査定の時点で私のほうもそのことについては気づいておまして、担当のほうにやはり分担金も計上する必要があるんじゃないかということで話をしまして、その時点では全者一応合意の上で分担金を計上する予定でございました。ところが、その分担金につきましては、財政のほうで本来その中では予算書に盛り込むということで数字も把握できておりましたので、そうするつもりでございましたが、別件で今度は地方債、起債、この防火水槽につきましては過疎債、町の持ち出し分について過疎債を予定しておりました。今回その過疎債を増額しようかということで考えておりましたところ、過疎債の配分が大きく減ってきておりました。過疎債と辺地債につきましては、町の要望額から辺地債が4割減、過疎債が3割減程度ということで、その予算の編成作業をしているときに県からそういう文書が来ましたものですから、この防火水槽について80万円の過疎債の上限を増額するかどうかということをお考えながら、ただし、本町が考えている借入額まで借りれないというのがまずそこで見込めていたので、その80万円はやっぱり今度の補正予算では上げなくて、一般財源でいきたいと思いますという話をしていたり、そういう経緯があったところで、最後の予算を取りまとめた段階でその分担金というのをこの中に盛り込むことを私のほうで忘れておったということがございましたものですから、私も盛り込んだつもりでございましたけど、実際入っていなかったというのが現実でございます。

ということで、課長とも相談をしまして、最後の事業費が確定した段階で増額させていただこうかということでもよろしくお願ひしたいということでも説明をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。

いずれにしても、この前条例を可決した中で分担金は徴収すると、この中については減免措置も何もないものですから当然これは取らん、分担金ですのでやはりこういった修繕費から条例に基づいて分担金を徴収すると。予算というのは総計予算の原則というのがありますので、予定されるすべての歳入歳出予算について計上するということになっておりますので、そういうこともあわせてですね今後気をつけて予算編成をやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○総務課長補佐（後藤一寛君） 課長補佐の後藤でございます。もう一つ説明がもれていました。

一般会計補正予算の10ページに掲載しております総務管理費の委託料でございますけれども、30万円を計上しております。これにつきましては、不動産鑑定士を町の町有地を売買するための準備としまして不動産鑑定士を入れるための委託料でございます。現在予定しております候補地といたしましては、昨年購入いたしました畜協跡地の下の部分、段の下の部分を鑑定地としての予定をしております。

以上でございます。

○委員長（立山広滋君） ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第76号、平成26年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務課に関連する付託案件については終了いたしました。総務課の皆さん、お疲れさまでした。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 続きまして、政策推進課関連の議案第76号、平成26年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

職員の方に申し上げます。発言をされる前に、所属と氏名を言ってください。

それでは、政策推進課の説明を求めます。

○政策推進課長（東 幸祐君） おはようございます。政策推進課長の東でございます。

す。本日はよろしく申し上げます。

案件が一般会計補正予算案1件でございます。ご審議をよろしく願いいたします。それでは担当係のほうからご説明を申し上げます。

○政策推進課長補佐（古澤要介君） 政策推進課の古澤です。

補正予算10ページをお開きください。2款総務費、11目企画費の負担金補助及び交付金でございますけれども、その下の段、地方バス運行特別対策補助金についてでございます。産交バス株式会社からいただきました経常欠損額が2,775万円ということになりましたので、当初予算額が2,378万7,000円でございますので、396万3,000円を増額補正をお願いするものでございます。主な要因といたしましては燃料費の高騰でございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（立山広滋君） はい。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。議案第76号、平成26年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、政策推進課に関連する付託案件については終了いたしました。政策推進課の皆さん、お疲れさまでした。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 日程第3、ただいまから所管事務の閉会中の継続調査について審議いたします。閉会中の継続調査については、1.行財政の運営に関する事項、2.地域振興に関する事項、3.町有財産の管理に関する事項、4.町税に関する事項、5.防災に関する事項、6.地籍調査に関する事項、7.商工の振興に関する事項、8.観光の振興に関する事項、以上、8事項を閉会中の継続調査事項とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで総務常任委員会を閉会いたします。お疲れでした。

-----○-----

閉会 午前11時24分